

保健所と市、町の役割分担・連携のあり方

柄 沢 良 子

要約：乳幼児健康診査を中心に母子保健管理体制を昭和63年にシステム化をはかり市、町、保健所、小児科医会との連絡会をもって、計画の段階から事後管理に至るまで密接な連携のもとに市、町との役割分担を決め母子保健の充実をはかってきた。その現状と今後の課題について報告する。

見出し語：乳幼児健診の経過、企画・役割分担と連携、今後の課題

研究の方法：

乳幼児健診の経過：福島保健所管内は1市2町を管轄しており、昭和63年の人口303,835、出生数3,461である。F市の出生数は3,182であり管内出生数の大半を占めている。ここ数年来F市が主体で実施している乳幼児健康診査は、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月児を対象としてきた。過去の健診成績を検討した結果、異常児としての確定診断を決めるには、3ヵ月より4ヵ月の時点がよいという意見と、12ヵ月児健診では発見の遅れが危惧されるので10ヵ月健診に変更し、1才6ヵ月児健診につないでどうか、との小児科医会より意見が出され従来の対象児を4ヵ月と10ヵ月

児に変更することとした。これを機会に今後の健診体制について検討し、市、町と保健所の役割の分担を明確にし、より充実した事後管理体制をはかろうという目的で関係者の連絡会をもった。スタッフは、F市の担当課長と係と保健婦、保健所側は所長と保健婦と栄養士、小児科医代表、市医師会代表、である。昭和63年9月から11月まで3回開催した。内容は健診の方法、事後管理、未受診者の把握、各々の役割分担、関係機関との連携、統一した乳幼児健診手引書の作成、新生児期から一貫した母子健康管理票の作成、母子台帳の作成、市の事後管理体制の作成、保健所側の母子健康管理フローチャー

福島県福島保健所 (Hukushima Public Health Center, Hukushima Pref)

トの作定を決定した。これは、平成元年度より適用することとし、他の2町についてもこの体制で実施することとした。(別表 1.2.3.4.

結果：

企画・役割分担と連携：乳幼児健診企画については、事前の打合せ会を市・保健所・小児科医会の3者で開き決定し、前年度の2月までに連絡会に提示している。関係者の意見交換を行って企画している。市、町が主体で行う乳幼児健診は1次スクリーニングとしての位置づけをし、ここで発見された要観察と要精検児については保健所で行う2次クリニックへつなぐこととした。保健所では低体重児クリニック、療育相談クリニック、精神発達相談クリニックを開いているのでこれを活用し、更に第1木曜日のクリニックを2次クリニックとして活用している。1次健診で要医療となったケースは市側でフォローすることとし、2次クリニックで要医療となったケースは保健所がフォローし、市との情報交換を行い事後管理の連携をはかっている。また1次健診から2次クリニックへ紹介されたケースについては1次健診で使用された所見の記載されている健診票をコピーし保健所へ送付してもらい1次健診の情報を活用している。異常児の早期発見のためには周産期の実態把握を徹底することが重要であるので産科医会との会合をもって母子健康手帳への記載もれのないよう協力方を請じた。4ヵ月児と1才6ヵ月児健診時には保健所保健婦が援助と協力を行い、3才児健診時には市保健婦の協力を得ている。保健所が行う2次クリニックの内容は、精神発達と

運動機能発達検査(津守、稲毛)聴覚、視覚のチェックであり、母親に対し時間をかけた相談指導を行っている。専門医による総合健診を行っているが、結果について必ず市、町側に連絡している。必要があれば児童相談所へ紹介し、その場合保健所保健婦がケースに同行し結果の把握に努めている。また、児童相談所心理判定員と市と保健所の保健婦の3者でケーススタディを開き事後管理の充実をはかっている。事後管理の役割分担は、家庭訪問指導について市、町側は1次健診関係の通常の育児相談を扱い、保健所側は2次クリニックにあげられたハイリスクグループと要医療のケースを重点に扱うこととしている。未受診児については市、町側が対応している。指導内容の統一をはかるため小児科医会の協力を得て乳幼児健診手引書を作定し活用している。衛生教育として父親、母親教室、初孫教室を保健所主体で実施しているが、市、町が窓口となり母子健康手帳交付の際に日程表を配りPRに協力を得ている。

考察：

今後の課題：乳幼児健康診査を中心に母子保健管理体制をシステム化し、10ヵ月余りを経過したところであるが、連携については一応の評価ができると思うが、地区担当保健婦間の問題意識の差により、10ヵ月児と1才6ヵ月児健診で通過した児の3才児健診で精神発達遅滞が発見されるなどの例が2～3例あるなどから、回数多くカンファレンスの場をもつべきである。また保健所の2次クリニックについては高度の専門性を持った医師と心理判定員の確保により、2次クリニックにふさわしいスタッフを揃えるこ

とが必要である。市の小児科医会では、今後の方向として、一斉健診方式をやめ個別施設健診方式への導入の意思表示があるが、そうならば、事後管理について小児科医会と保健婦の連携を今後検討しなければならない。

文献：

母子保健講座地域母子保健 No5



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:乳幼児健康診査を中心に母子保健管理体制を昭和63年にシステム化をはかり市、町、保健所、小児科医会との連絡会をもって、計画の段階から事後管理に至るまで密接な連携のもとに市、町との役割分担を決め母子保健の充実をはかってきた。その現状と今後の課題について報告する。